

令和5年度

第1回丹波地区防災教育研修会資料

【令和4年度の取組状況】

- ・ **資料1** 令和4年度防災教育に関する取組の現状と課題 1
- ・ **資料2** 令和4年度防災教育に関する実態調査集計 5
- ・ **資料3** 高校生被災地ボランティア実施状況（県立学校） 12
- ・ **資料4** 学校安全（防災）総合支援事業の取組 13

【令和5年度の取組方針】

- ・ **資料5** 令和5年度防災教育において重点的に取り組む事項 14
- ・ **資料6** 各学校における防災教育の推進に向けて 15

【参考資料】

- 大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について（通知） 17
- 「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について（通知）」の周知について 25
- 令和5年度防災教育推進のための年間計画 26
- 避難所に指定されている学校ごとの確認事項（例） 27
- 震災・学校支援チーム（EARTH）について 28
- ひょうご安全の日推進県民会議が実施する事業の学校等での活用について 31

I 震災の教訓を「伝え」「活かし」次の災害に「備える」、実践的な兵庫の防災教育の推進

《 重点的に取り組む事項 》

【震災の教訓を風化させない実践的な防災教育の推進】

- 震災の経験や教訓を語り継ぐとともに、災害発生時に主体的に判断して実践する力、助け合いやボランティア精神等共生の心を育成する。（※取組例は省略）・・・（1）に対応

【学校の防災体制の充実】

- 過去の想定を超える大規模災害にも対応できる学校防災体制を整備するために、「学校防災マニュアル」を踏まえ、災害対応マニュアルの見直しを行い、災害発生時の安全確保、安否確認、避難所運営への協力や心のケアに留意した教育活動の再開に向けた準備等、具体的な役割を明確にするとともに全教職員に周知を図る。・・・（2）に対応
- 震災後に採用された教職員の増加を踏まえ、教職員の危機管理意識や判断力の向上を図る校内研修会を実施する。その際、EARTH 員や防災教育専門推進員等を講師として招くなど、校内研修会の充実を図る。（※取組例は省略）・・・（3）に対応

○現状と課題（県全体：カッコ内は前年度との比較 丹波：カッコ内は県全体との比較）

（1）震災の経験や教訓を語り継ぐとともに、災害発生時に主体的に判断して実践する力、助け合いやボランティア精神等共生の心を育成する。

○防災教育に取り組んだ教育活動の場（一部抜粋）（複数回答）（%）

		小	中	高	特支	全体
教科の授業	全県	95.4(3.4)	90.2(2.6)	41.4(▲7.0)	58.5(1.0)	84.4(1.4)
	丹波	100(4.6)	100(9.8)	50.0(8.6)	100(41.5)	94.6(10.2)
総合的な学習 (探究)の時間	全県	77.0(3.5)	82.6(6.8)	28.7(3.8)	47.5(2.5)	69.9(4.3)
	丹波	72.2(▲4.8)	83.3(0.7)	33.3(4.6)	0.0(▲47.5)	67.9(▲2.0)

○阪神・淡路大震災に関連する授業や行事の実施（%）

		小	中	高	特支	全体
関連授業・行事の 実施	全県	100(0)	100(0)	100(0)	100(0)	100(0)
	丹波	100(0)	100(0)	100(0)	100(0)	100(0)

○防災教育、防災訓練等の取組を行う上での課題（一部抜粋）（%）

		小	中	高	特支	全体
防災教育の時間確保	全県	34.4(▲7.2)	42.7(▲6.3)	61.1(▲2.5)	34.1(▲3.4)	40.6(▲6.1)
	丹波	25.0(▲9.4)	58.3(15.6)	66.7(5.6)	0(▲34.1)	35.7(▲4.9)
教材作成の難しさ、教材選択肢の少なさ	全県	34.2(▲2.3)	45.9(1.9)	60.5(7.0)	70.7(15.7)	42.6(0.9)
	丹波	8.3(▲25.9)	33.3(▲12.6)	50.0(▲10.5)	50.0(▲20.7)	19.6(▲23.0)

○防災（避難）訓練の工夫（一部抜粋）（複数回答）（％）

		小	中	高	特支	全体
事前周知せずに実施	全県	63.5(8.7)	39.6(7.2)	22.3(3.2)	41.5(11.5)	50.3(7.6)
	丹波	80.6(17.1)	50.0(10.4)	16.7(▲5.6)	50.0(8.5)	66.1(15.8)
授業時間以外の災害発生想定	全県	75.6(8.5)	40.8(6.8)	17.2(▲3.2)	39.0(6.5)	56.5(6.2)
	丹波	83.3(7.7)	41.7(0.9)	0.0(▲17.2)	100.0(61.0)	66.1(9.6)
負傷者への救助を取り入れた訓練	全県	24.6(2.0)	30.6(6.7)	22.3(0.6)	26.8(▲8.2)	25.8(2.5)
	丹波	27.8(3.2)	16.7(▲13.9)	33.3(11.0)	0.0(▲26.8)	25.0(▲0.8)

※その他の工夫…防火扉を閉めた状態での訓練
逃げ遅れた児童を想定した訓練
破損等により避難経路が絶たれた設定での訓練
地震で停電が発生した想定での訓練 等

(2) 過去の想定を超える大規模災害にも対応できる学校防災体制を整備するために、「学校防災マニュアル」を踏まえ、災害対応マニュアルの見直しを行い、災害発生時の安全確保、安否確認、避難所運営への協力や心のケアに留意した教育活動の再開に向けた準備等、具体的な役割を明確にするとともに全教職員に周知を図る。

○災害対応マニュアルの見直した点（複数回答）（％）

		小	中	高	特支	全体
安全対策	全県	84.4(2.5)	74.9(1.9)	52.2(▲14.0)	90.2(0.2)	77.3(▲0.3)
	丹波	77.8(▲6.6)	75.0(0.1)	33.3(▲18.9)	50.0(▲40.2)	71.4(▲5.9)
災害発生時の対応	全県	83.0(2.6)	65.9(▲0.1)	44.6(▲10.8)	80.5(10.5)	72.7(0.2)
	丹波	83.3(0.3)	41.7(▲24.2)	33.3(▲11.3)	50.0(▲30.5)	67.9(▲4.8)
見直したが変更なし	全県	15.6(▲0.6)	27.5(0.4)	46.5(14.6)	17.1(4.6)	23.4(2.2)
	丹波	22.2(▲6.6)	25.0(▲2.5)	66.7(20.2)	100.0(82.9)	30.4(7.0)

○地域で発生しうる災害種ごとの記載 ※新規（％）

		小	中	高	特支	全体
記載している。	全県	78.9	79.6	60.5	68.3	75.9
	丹波	61.1(▲17.8)	83.3(3.7)	33.3(▲27.2)	50(▲18.3)	62.5(▲13.4)

○災害対応マニュアルについての共通理解（％）

		小	中	高	特支	全体
全ての教職員で共通理解を図った。	全県	100(0)	100(0)	100(0)	100(0)	100(0)
	丹波	100(0)	100(0)	100(0)	100(0)	100(0)

○災害発生時の児童生徒の安全確保のためのルール設定（％）

		小	中	高	特支	全体
ルールを設定している。	全県	100(0.3)	100(1.5)	100(7.6)	100(2.5)	100(1.8)
	丹波	100(0)	100(0)	100(0)	100(0)	100(0)

- (3) 震災後に採用された教職員の増加を踏まえ、教職員の危機管理意識や判断力の向上を図る校内研修会を実施する。その際、EARTH 員や防災教育専門推進員等を講師として招くなど、校内研修会の充実を図る。

○校内研修実施内容（一部抜粋）（複数回答）（%）

		小	中	高	特支	全体
教材・授業研究	全県	69.3(3.7)	68.2(6.8)	40.1(13.4)	34.1(1.6)	63.1(5.8)
	丹波	86.1(16.8)	91.7(23.5)	16.7(▲23.4)	0(▲34.1)	76.8(13.7)
心のケア	全県	52.1(1.3)	61.2(5.6)	54.1(6.4)	36.6(14.1)	54.1(3.6)
	丹波	47.2(▲4.9)	41.7(▲19.5)	100(45.9)	0(▲36.6)	50.0(▲4.1)
応急救護	全県	82.8(8.9)	83.1(6.7)	85.4(14.6)	82.9(10.4)	83.3(9.3)
	丹波	86.1(▲3.3)	58.3(▲24.8)	83.3(▲2.1)	50.0(▲32.9)	78.6(▲4.7)
地区別研修会の内容についての共通理解	全県	73.9(▲2.5)	73.7(1.5)	61.1(1.3)	63.4(10.9)	71.5(▲8.4)
	丹波	100(26.1)	100(26.3)	33.3(▲27.8)	0(▲63.4)	89.3(17.8)

○防災教育、防災訓練等の取組を行う上での課題（一部抜粋）（%）

		小	中	高	特支	全体
知見を持った教職員不足	全県	52.6(0.8)	69.4(1.8)	70.1(1.9)	68.3(5.8)	60.1(1.4)
	丹波	27.8(24.8)	50.0(▲19.4)	33.3(▲36.8)	0(▲68.3)	32.1(▲2.8)
専門的人材、コーディネータ不足	全県	43.9(▲1.2)	51.0(▲2.7)	54.1(2.5)	53.7(3.7)	47.6(▲0.8)
	丹波	11.1(▲32.8)	41.7(▲9.3)	66.7(12.6)	0(▲53.7)	23.2(▲24.4)

II 家庭や地域・関係機関と連携した取組の推進

《 重点的に取り組む事項 》

【地域、専門機関等と連携した防災訓練の実施・協働体制の充実】

- 全ての学校で地域、専門機関等と連携した実践的な防災訓練等を実施する。（※取組例は省略）・・・（4）に対応

【避難所開設への円滑な対応】

- 学校は指定の有無に関わらず、避難所となった場合を想定して、地域（自治会、地域防災組織等）、関係機関（消防署、消防団等）と連携して、災害時における組織づくりや対応手順について検証・整備を行う。・・・（5）に対応
- 学校は避難所開設に必要な基本的事項について、各市町の防災部局と協議し、確認しておく。（※確認事項例は省略）・・・（5）に対応

○現状と課題（カッコ内は前年度との比較）

- (4) 全ての学校で地域、専門機関等と連携した実践的な防災訓練等を実施する。

○地域や専門機関と連携した防災訓練の実施（%）

		小	中	高	特支	全体
地域や専門機関と連携した防災訓練	全県	81.6(0.5)	72.5(10.0)	71.3(10.2)	78.0(5.5)	77.6(4.6)
	丹波	94.4(12.8)	91.7(19.2)	66.7(▲4.6)	50.0(▲28.0)	89.3(11.7)

○防災訓練の連携先（一部抜粋）（複数回答） ※設問改変 (%)

		小	中	高	特支	全体
自主防災組織・自治会	全県	22.3(▲0.7)	14.1(0.6)	24.2(8.3)	12.2(9.7)	20.1(1.4)
	丹波	27.8(5.5)	8.3(▲5.8)	16.7(▲7.5)	0(▲12.2)	21.4(1.3)
保護者・PTA	全県	53.5(▲12.6)	21.2(7.3)	11.5(4.5)	39.0(1.5)	38.4(▲4.5)
	丹波	72.2(18.7)	8.3(▲12.9)	0(▲11.5)	50.0(▲11.0)	50.0(11.6)
他校園（保育所含む）	全県	27.9(1.1)	13.3(▲0.2)	8.3(3.2)	9.8(▲2.7)	20.5(0.9)
	丹波	30.6(2.7)	0(▲13.3)	0(▲8.3)	0(▲9.8)	19.6(▲0.9)
市町防災部局・教育委員会	全県	28.8	32.9	22.9	22.0	28.6
	丹波	25.0(▲3.8)	41.7(8.8)	0(▲22.9)	50.0(▲28.0)	26.8(▲1.8)
消防署・消防団	全県	53.2(6.2)	62.0(15.2)	63.7(10.2)	78.0(13.0)	58.0(9.4)
	丹波	72.2(19.0)	83.3(21.3)	66.7(3.0)	100(22.0)	75.0(17.0)

○防災教育、防災訓練等の取組を行う上での課題（一部抜粋） (%)

		小	中	高	特支	全体
防災訓練の内容のマンネリ化	全県	42.3(▲0.5)	53.3(▲4.6)	61.1(8.3)	24.4(▲15.6)	47.2(▲0.8)
	丹波	33.3(▲9.0)	58.3(5.0)	83.3(22.2)	0(▲24.4)	42.9(▲4.3)
地域連携の連絡先・手順等の手続き不明	全県	16.7(▲0.8)	29.4(2.8)	28.0(3.8)	39.0(9.0)	22.5(2.1)
	丹波	5.6(▲11.1)	16.7(▲12.7)	0(▲28.0)	50.0(11.0)	8.9(▲13.6)
地域と学校の協力体制の難しさ	全県	30.4(3.6)	38.4(1.8)	58.0(8.9)	53.7(8.7)	37.5(4.2)
	丹波	22.2(▲8.2)	25.0(▲13.4)	33.3(▲24.7)	50.0(▲3.7)	25.0(▲12.5)

(5) 学校は指定の有無に関わらず、避難所となった場合を想定して、地域（自治会、地域防災組織等）、関係機関（消防署、消防団等）と連携して、災害時における組織づくりや対応手順について検証・整備を行う。

○避難所開設になる場合の備え（避難所指定されている学校）※新規 (%)

		小	中	高	特支	全体
市町防災部局と協議している。	全県	85.3	81.0	59.6	75.0	80.8
	丹波	94.4(9.1)	75.0(▲6.0)	33.3(▲26.3)	100(25.0)	86.5(5.7)

○避難者が学校に来た場合の対応（避難所指定されていない学校） (%)

		小	中	高	特支	全体
近隣の指定避難所を案内	全県	85.7(0)	100(25.0)	32.6(▲26.1)	38.1(▲4.0)	44.9(▲13.9)
	丹波			66.7(34.1)	100(61.9)	75.0(30.1)
一時的に開放する施設の明確化	全県	28.6(▲14.3)	57.1(7.1)	46.5(▲2.5)	33.3(▲8.8)	42.3(▲11.7)
	丹波			66.7(12.2)	100(66.7)	75.0(32.7)
教職員の役割分担	全県	42.9(▲14.3)	42.9(▲5.4)	27.9(▲23.8)	28.6(▲13.5)	30.8(▲16.8)
	丹波			33.3(5.4)	100(71.4)	50.0(19.2)
その他	全県	0(▲14.3)	0(0)	9.3(2.4)	14.3(▲1.5)	9.0(▲0.5)
	丹波			0(▲9.3)	0(▲14.3)	0(▲9.0)
対応を決めていない	全県	14.3(0)	0(▲12.5)	16.3(2.5)	33.3(1.8)	19.2(0.2)
	丹波			33.3(17.0)	0(▲33.3)	25.0(5.8)

資料 2

令和4年度 防災教育に関する実態調査集計【丹波地区】

調査校数(丹波地区)56校【小:36校 中:12校 高:6校 特別支援(県・市):2校】

調査時点 令和5年1月

【防災教育の推進について】

1 防災教育に取り組む教育活動の場 (複数回答) (%)

校種別	小	中	高	特支	全体
①教科の授業	100.0	100.0	50.0	100.0	94.6
②道徳の時間	100.0	100.0		0.0	85.7
③学校行事など特活(学活、生徒会)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
④総合的な学習の時間	72.2	83.3	33.3	0.0	67.9
⑤その他	2.8	16.7	16.7	0.0	7.1

2 防災教育副読本の活用

防災教育副読本の活用の場 (複数回答) (%)

校種別	小	中	高	特支	全体
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※全ての学校で活用

3 次の内容をテーマに防災教育の実施 (複数回答) (%)

校種別	小	中	高	特支	全体
①地震	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
②地域の災害	100.0	100.0	66.7	50.0	94.6
③気象災害	100.0	100.0	50.0	50.0	92.9

4 (1) 阪神・淡路大震災に関連する授業や行事(特別活動)の実施 (%)

校種別	小	中	高	特支	全体
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※全ての学校で実施

【防災体制の充実について】

5 (1) 「災害対応マニュアル」の見直した内容 (複数回答) (%)

校種別	小	中	高	特支	全体
①安全対策	77.8	75.0	33.3	50.0	71.4
②災害発生時の対応	83.3	41.7	33.3	50.0	67.9
③避難所としての役割	58.3	33.3	16.7	50.0	48.2
④見直したが変更なし	22.2	25.0	66.7	100.0	30.4

(2) 「災害対応マニュアル」について、全ての教職員での共通理解 (%)

校種別	小	中	高	特支	全体
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※全ての学校で実施

6 (2) 防災(避難)訓練において取り入れた工夫点 (複数回答) (%)

校種別	小	中	高	特支	全体
①緊急地震速報を見聞き	83.3	100.0	83.3	100.0	87.5
②授業時間以外の災害発生想定	83.3	41.7	0.0	100.0	66.1
③登下校中の災害発生を想定	8.3	0.0	0.0	50.0	7.1
④負傷者への救助	27.8	16.7	33.3	0.0	25.0
⑤訓練予定を見童生徒に周知なし	80.6	50.0	16.7	50.0	66.1

資料2 令和4年度防災教育に関する実態調査集計【兵庫県】

調査校数

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
570	255	157	41	1023

調査時点 令和5年1月

【防災教育の推進について】

1 防災教育に取り組む教育活動の場（複数回答）（％）

校種別	小	中	高	特支	全体
①教科の授業	95.4	90.2	41.4	58.5	84.4
②道徳の時間	98.6	93.7		24.4	79.3
③学校行事など特活(学活、生徒会)	97.9	91.0	98.1	95.1	96.1
④総合的な学習(探究)の時間	82.3	83.9	36.9	39.0	74.0
⑤その他	3.2	3.9	9.6	22.0	5.1

2 防災教育副読本の活用 防災教育副読本の活用の場（複数回答）（％）

校種別	小	中	高	特支	全体
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

3 次の内容をテーマに防災教育の実施（複数回答）（％）

校種別	小	中	高	特支	全体
①地震・津波	100	100	99.4	100	99.9
②地域の災害	90.7	82.7	73.2	61.0	84.8
③気象災害	94.0	77.6	67.5	75.6	85.1

4 阪神・淡路大震災に関連する授業や行事(特別活動)の実施しているか（％）

校種別	小	中	高	特支	全体
	100	100	100	100	100

【防災体制の充実について】

5 (1)「災害対応マニュアル」の見直した内容（複数回答）（％）

校種別	小	中	高	特支	全体
①安全対策	84.4	74.9	52.2	90.2	77.3
②災害発生時の対応	83.0	65.9	44.6	80.5	72.7
③避難所としての役割	58.4	54.5	28.0	53.7	52.6
④見直したが変更なし	15.6	27.5	46.5	17.1	23.4

(2)「災害対応マニュアル」について、全ての教職員での共通理解（％）

校種別	小	中	高	特支	全体
	100	100	100	100	100

6 (1)児童生徒が主体的に行動する力を育成するために取り入れた工夫(複数回答)（％）

校種別	小	中	高	特支	全体
①緊急地震速報を見聞きしたときに身を守る訓練	89.1	89.8	86.0	82.9	88.6
②授業以外の時間での訓練	75.6	40.8	17.2	39.0	56.5
③登下校中の災害発生を想定した訓練	6.1	7.1	6.4	22.0	7.0
④負傷者への救助を取り入れた訓練	24.6	30.6	22.3	26.8	25.8
⑤訓練予定を児童生徒に事前周知せずに実施	63.5	39.6	22.3	41.5	50.3

7 (1) 児童生徒の引き渡し訓練の実施 (%)					
校種別	小	中	高	特支	全体
	83.3	0.0	0.0	50.0	55.4
(2) 引き渡しや登下校についてのルール設定 (%)					
校種別	小	中	高	特支	全体
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
8 (1) 地域や関係機関と連携した防災(避難)訓練の実施 (%)					
校種別	小	中	高	特支	全体
	94.4	91.7	66.7	50.0	89.3
(2) 各連携先との防災(避難)訓練の実施(複数回答) (%)					
校種別	小	中	高	特支	全体
①自主防災組織・自治会	27.8	8.3	16.7	0.0	21.4
②保護者・PTA	72.2	8.3	0.0	50.0	50.0
③他の学校、幼稚園等	30.6	0.0	0.0	0.0	19.6
④市町防災部局	25.0	41.7	0.0	50.0	26.8
⑤消防署・消防団	72.2	83.3	66.7	100.0	75.0
⑥その他	8.3	0.0	0.0	0.0	5.4
9 (1) 地域や専門機関と連携した防災教育の実施 (%)					
校種別	小	中	高	特支	全体
	0.0	66.7	50.0	0.0	19.6
10 市町の地域防災計画における災害時の避難所指定(複数回答) (%)					
校種別	小	中	高	特支	全体
①指定避難所	100.0	100.0	50.0	0.0	91.1
②福祉避難所	0.0	0.0	0.0	50.0	1.8
③指定緊急避難場所	100.0	100.0	33.3	0.0	89.3
④指定されていない	0.0	0.0	16.7	50.0	3.6
11 (1) 「災害対応マニュアル」に避難所開設・運営についての記載 (%)					
校種別	小	中	高	特支	全体
	100.0	91.7	100.0	100.0	98.1
(2) 避難所開設に必要な基本的事項について、市町の防災部局と協議しているか (%)					
校種別	小	中	高	特支	全体
	94.4	75.0	33.3	100.0	86.5
(3) 災害時の避難所支援の教職員組織や役割の明確化 (%)					
校種別	小	中	高	特支	全体
	100.0	91.7	100.0	100.0	98.1

7 (1) 児童生徒の引き渡し訓練の実施 (％)

校種別	小	中	高	特支	全体
	80.9	5.9	0.0	36.6	48.0

(2) 在校中の災害発生時における児童生徒の安全確保について、判断するためのルールを設定している

	100	100	100	100	100
--	-----	-----	-----	-----	-----

8 (1) 防災(避難)訓練について、地域や関係機関と連携して実施しているか (％)

校種別	小	中	高	特支	全体
	81.6	72.5	71.3	78.0	77.6

(2) 各連携先との防災(避難)訓練の実施(複数回答) (％)

校種別	小	中	高	特支	全体
①自主防災組織・自治会	22.3	14.1	24.2	12.2	20.1
②保護者・PTA	53.5	21.2	11.5	39.0	38.4
③他の学校、幼稚園等	27.9	13.3	8.3	9.8	20.5
④市町防災部局・教育委員会	28.8	32.9	22.9	22.0	28.6
⑤消防署・消防団	53.2	62.0	63.7	78.0	58.0
⑥その他	5.6	5.1	10.2	9.8	6.4

9 (1) 地域や関係機関と連携した防災教育の実施 (％)

校種別	小	中	高	特支	全体
	46.0	42.0	27.2	35.0	41.6

10 市町の地域防災計画における災害時の避難所指定(複数回答) (％)

校種別	小	中	高	特支	全体
①指定避難所	98.8	97.3	72.6	24.4	91.4
②福祉避難所	7.2	5.5	3.2	41.5	7.5
③指定緊急避難場所	90.0	88.2	54.1	17.1	81.1
④指定されていない	1.1	2.0	20.4	46.3	6.1

11 (1) 「災害対応マニュアル」に避難所開設・運営についての記載 (％)

校種別	小	中	高	特支	全体
	97.9	96.8	96.5	85.0	97.1

(2) 避難所開設に必要な基本的事項について、市町の防災部局と協議しているか (％)

校種別	小	中	高	特支	全体
	85.3	81.0	59.6	75.0	80.8

(3) 避難所運営に関する教職員組織や役割の明確化 (％)

校種別	小	中	高	特支	全体
	97.9	98.8	90.4	75.0	96.7

※ 12は避難所指定されていない学校内の割合

【丹波地区】

12 避難者が学校に来た場合の対応(複数回答) (%)

校種別	小	中	高	特支	全体
①近隣の指定避難所を案内			66.7	100.0	75.0
②一時的に開放する施設の明確化			66.7	100.0	75.0
③教職員の役割分担			33.3	100.0	50.0
④その他			0.0	0.0	0.0
⑤対応を決めていない			33.3	0.0	25.0

【教職員研修について】

13 校内研修内容(複数回答) (%)

校種別	小	中	高	特支	全体
①教材・授業研究	86.1	91.7	16.7	0.0	76.8
②訓練を踏まえたマニュアルの見直し	94.4	100.0	100.0	100.0	96.4
③学校防災体制	88.9	91.7	100.0	100.0	91.1
④心のケア	47.2	41.7	100.0	0.0	50.0
⑤応急救護	86.1	58.3	83.3	50.0	78.6
⑥地区別研修の内容について共通理解	100.0	100.0	33.3	0.0	89.3

【防災教育に関する課題について】

14 防災教育、防災訓練等の取組を行う上での課題(複数回答) (%)

校種別	小	中	高	特支	全体
① 防災教育の時間確保	25.0	58.3	66.7	0.0	35.7
② 教材作成が難しい、教材選択肢が少ない	8.3	33.3	50.0	50.0	19.6
③ 防災教育実施時、教職員間の意識差	19.4	33.3	66.7	0.0	26.8
④ 知見をもった教職員不足	27.8	50.0	33.3	0.0	32.1
⑤ 専門的人材、コーディネータ不足	11.1	41.7	66.7	0.0	23.2
⑥ 防災訓練の内容のマンネリ化	33.3	58.3	83.3	0.0	42.9
⑦ 地域連携の連絡先、手順等手続き不明	5.6	16.7	0.0	50.0	8.9
⑧ 地域と学校の協力体制が難しい	22.2	25.0	33.3	50.0	25.0
⑨ 防災体制について学校間の連携不足	50.0	75.0	100.0	0.0	58.9

12 避難者が学校に来た場合の対応(複数回答) (%)

校種別	小	中	高	特支	全体
①近隣の指定避難所を案内	85.7	100	32.6	38.1	44.9
②一時的に開放する施設の明確化	28.6	57.1	46.5	33.3	42.3
③教職員の役割分担	42.9	42.9	27.9	28.6	30.8
④その他	0.0	0.0	9.3	14.3	9.0
⑤対応を決めていない	14.3	0.0	16.3	33.3	19.2

【教職員研修について】

13 校内研修内容(複数回答) (%)

校種別	小	中	高	特支	全体
①教材・授業研究	69.3	68.2	40.1	34.1	63.1
②訓練及び訓練のふりかえり等、学校防災体制	96.7	92.9	67.5	95.1	91.2
③災害対応マニュアルの確認等、学校防災体制	92.5	90.2	80.3	80.5	89.5
④心のケア	52.1	61.2	54.1	36.6	54.1
⑤応急救護	82.8	83.1	85.4	82.9	83.3
⑥地区別研修の内容について共通理解	73.9	73.7	61.1	63.4	71.5

【防災教育に関する課題について】

14 防災教育、防災訓練等の取組を行う上での課題(複数回答) (%)

校種別	小	中	高	特支	全体
① 防災教育の時間確保	34.4	42.7	61.1	34.1	40.6
② 教材作成が難しい、教材選択肢が少ない	34.2	45.9	60.5	70.7	42.6
③ 防災教育実施時、教職員間の意識差	25.6	38.8	43.9	56.1	32.9
④ 知見をもった教職員不足	52.6	69.4	70.1	68.3	60.1
⑤ 専門的人材、コーディネータ不足	43.9	51.0	54.1	53.7	47.6
⑥ 防災訓練の内容のマンネリ化	42.3	53.3	61.1	24.4	47.2
⑦ 地域連携の連絡先、手順等手続き不明	16.7	29.4	28.0	39.0	22.5
⑧ 地域と学校の協力体制が難しい	30.4	38.4	58.0	53.7	37.5
⑨ 防災体制について学校間の連携不足	57.0	62.7	82.2	65.9	62.7

資料3

令和4年度 高校生被災地ボランティア実施状況(県立学校)

1 県立高校生ボランティアの派遣

年度	のべ学校数	生徒のべ人数	教員のべ人数
H23	57校	943人	122人
H24	47校	694人	84人
H25	33校	485人	69人
H26	48校	645人	108人
H27	50校	900人	111人
H28	61校	955人	155人
H29	60校	824人	174人
H30	83校	1,432人	215人
R1	45校	795人	136人
R2	4校	44人	12人
R3	12校	114人	20人
R4	17校	123人	28人
合計	517校	7,954人	1,234人

※H27までは東日本大震災のみ、H28は平成28、29年熊本地震等、H30平成30年7月豪雨災害等、R1以後は令和元年台風大19号豪雨災害等を含む

2 令和4年度の活動状況

番号	学校名	月日	参加人数		活動場所	内容
			生徒	教員		
1	西脇北高校	7/21~7/24	32	8	宮城県仙台市、福島県双葉郡	復興農業ボランティア施設見学
		9/26~9/29	6	4	佐賀県武雄市	がれき撤去
		11/16~11/18	5	4	長野県長野市	がれき撤去
2	三木東高校	7/21~7/24	12	1	宮城県仙台市、石巻市	原子力災害伝承館見学・大川小学校跡地語り部・農業体験活動・震災遺構訪問
3	豊岡総合高校	8/3~8/6	20	2	宮城県石巻市	清掃活動
4	舞子高校	12/23~12/26	14	7	宮城県東松島市、多賀城市、石巻市、女川町	被災者による講演、現地高校生との交流 等
5	神戸甲北高校		2	0		
6	神戸高塚高校		2	0		
7	須磨友が丘高校		2	0		
8	尼崎小田高校		2	0		
9	宝塚東高校		2	0		
10	松陽高校		2	0		
11	松陽高校(定)		1	0		
12	西脇高校		1	0		
13	姫路商業高校		2	0		
14	淡路高校		1	0		
15	津名高校		2	0		
16	淡路三原高校		2	0		
17	三木北高校		3/24~3/25	13		
		合計	123	28		

1 趣旨

- (1) 震災の経験や教訓を語り継ぐとともに、災害発生時に適切に判断し、主体的に実践する力、助け合いやボランティア精神等共生の心を育成する人材（防災ジュニアリーダー）を育てる。
- (2) 外部有識者や震災・学校支援チーム（EARTH）員を各学校や各種研修会へ派遣し、学校防災体制・防災教育の一層の充実を図る。

2 事業内容等

(1) 安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育の推進

高校生等が災害に関する知識を学ぶ機会を設けるとともに、学んだ成果を被災地でのボランティア活動において生かすなど、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める。（令和 4 年度の防災ジュニアリーダー育成校：42 校）

① 高校生等防災ジュニアリーダー学習会

県立高等学校等の生徒を対象に地域の防災リーダーとしての活動について学ぶ学習会を実施

- ・ 時期：【全体学習会】 7月 24 日（152 名）
【地域別学習会】
 - ・ 神戸・淡路地域 7月 25 日（39 名）
 - ・ 播磨西・但馬地域 7月 26 日（34 名）
 - ・ 播磨東地域 7月 27 日（44 名）
 - ・ 阪神・丹波地域 7月 28 日（41 名）
- ・ 内容：防災体験、講義、ワークショップ、フィールドワーク



② 被災地支援活動

①に参加した生徒等を被災地に派遣し、現地でのボランティア活動を実施

- ・ 時期：12月 23 日～26 日（3泊 4 日）（35 名）
※新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、
8月 7 日～10 日を延期して実施
- ・ 場所：宮城県石巻市、東松島市、多賀城市、女川町 等
- ・ 内容：現地高校生・被災者との交流、復興支援住宅訪問
及び住民との交流 等



③ 高校生等防災ジュニアリーダー活動報告会

各推進校において取り組んだ活動内容についての活動報告会を実施

- ・ 時期：11月 13 日（109 名）
- ・ 内容：ポスター発表、宮城県多賀城高等学校生徒
による発表（オンライン）、情報共有



(2) 学校防災体制及び防災教育の充実

大学教授及び人と防災未来センター研究員等を学校防災アドバイザー（18名）に委嘱し、学校防災体制推進校及び防災教育授業実践校へ派遣するとともに、研修会等において、防災教育・防災体制に関する講義や助言を実施する。



① 学校防災体制推進校（11校）

災害対応マニュアルや避難訓練の内容について見直しを行い、教職員の危機管理意識の向上を図る研修会の在り方の検討を実施

学校防災アドバイザーからの助言により取り組んだ内容（一部）

- ・教職員一人一人が防災について考え、意識を高めるような研修の設定について
- ・想定外の場面を作り、実際に災害が発生したときに求められる対応力の向上を意識付けた避難訓練について



② 防災教育授業実践校（7校）

教職員の指導力の向上を図るため、学習教材の開発や学習指導案を作成し授業実践を実施

学校防災アドバイザーからの助言により取り組んだ内容（一部）

- ・より実践的な知識や技能、思考力や判断力を育むための授業展開について
- ・継続した指導が行えるよう、防災授業の内容を精選し、各教科と連携を図りながら推進する防災教育について

③ 気象災害モデル校（5校）

近年多発する風水害等の気象災害に対する「備える意識」の向上を図るため、児童生徒や教職員にとって身近な気象予報士や大学教授等の専門家を活用し、講演会や授業実践等を実施



有識者からの助言により取り組んだ内容（一部）

- ・各校独自の避難タイムラインの設定から避難マニュアルを作成し、気象災害を想定し、実施する避難訓練について
- ・総合的な学習の時間での防災教育の取組と教科の学習を連携させ、どう授業時間を確保するかについて

3 今後の課題

- (1) 阪神・淡路大震災を経験していない世代が増えていく中で、語り継ぎの実践
- (2) 家庭、地域、専門機関等と連携した実践的な防災訓練の実施
- (3) 気象災害への防災体制及び防災教育の充実
- (4) 防災教育に関する指導者（若手職員、防災担当者等）の育成

I 震災の教訓を「伝え」「活かし」次の災害に「備える」、実践的な兵庫の防災教育の推進

《 重点的に取り組む事項 》

【震災の教訓を風化させない実践的な防災教育の推進】

- 震災の経験や教訓を語り継ぐとともに、災害発生時に主体的に判断して実践する力、助け合いやボランティア精神等共生の心を育成する。

（取組例）

- ① 震災の経験や教訓の風化を防ぐことで防災・減災意識の高揚を図るために、1.17に関連する授業や行事を引き続き実施するとともに、地域で行われる行事にも積極的に参加する。
- ② 震災の経験者や EARTH 員等の専門家から体験談を聞いたり、オンラインも含め被災地との交流等のボランティア活動を実施したりするなど、体験的な学習を重視する。
- ③ 地域の災害特性等を踏まえた防災教育を実施するとともに、様々な場面や状況を想定するなど、実践的な防災訓練を行う。
- ④ 「学校安全（防災）総合支援事業実践事例集」の取組事例を踏まえながら、体験活動を通じた学びや ICT を活用した学びを効果的に取り入れるなど、学習形態や指導内容を工夫する。
- ⑤ 「防災教育カリキュラム作成の手引き」を活用し、防災教育の内容を教科等横断的な視点で各教科等に位置付けるとともに、防災教育副読本を積極的に活用し、それぞれの教科等の特質に応じた防災・減災の指導の充実を図る。

【学校の防災体制の充実】

- 過去の想定を超える大規模災害にも対応できる学校防災体制を整備するために、「学校防災マニュアル」を踏まえ、地域の災害リスクを踏まえた災害対応マニュアルの見直しを行い、災害発生時の安全確保、安否確認、避難所運営への協力や心のケアに留意した教育活動の再開に向けた準備等、具体的な役割を明確にするとともに全教職員に周知を図る。
- 震災後に採用された教職員の増加を踏まえ、教職員の危機管理意識や判断力の向上を図る校内研修会を実施する。その際、EARTH 員や防災教育専門推進員等を講師として招くなど、校内研修会の充実を図る。

（取組例）

- ① 訓練の検証・評価に基づいて災害対応マニュアルの見直しを行い、全教職員で共通理解するための研修を実施するなど、緊急時における各教職員の配備体制の整備、見直しを行う。
- ② 災害時の教職員間の役割分担や連携を確認するため、教職員が児童生徒等のいない時に訓練を実施するなど、学校組織の実践力を高める。
- ③ 災害発生時の児童生徒の安全確保のためのルールを設定し、全教職員で共通理解を図る。
- ④ 地区別防災教育研修会等の研修内容を共通理解するための校内研修会や情報を共有する機会を設け、教職員の危機管理意識や判断力の向上、児童生徒等への心のケアの充実を図る。

II 家庭や地域・関係機関と連携した取組の推進

《 重点的に取り組む事項 》

【地域、専門機関等と連携した防災訓練の実施・協働体制の充実】

- 全ての学校で地域、専門機関等と連携した実践的な防災訓練等を実施する。
- 学校、地域、専門機関等で災害時におけるそれぞれの役割確認や意見交換を日常的に行うなど、連携・協働体制の充実を図る。

（取組例）

- ① 津波、土砂災害等、地域の災害特性を踏まえ、地域や専門機関、近隣の学校園と連携した防災訓練や防災活動等を実施する。
- ② 学年ごとに日頃から関わりのある地域住民との小規模な訓練を実施するなど、連携の方法を工夫して実施する。
- ③ 学校行事等、地域住民が来校する機会をとらえ、災害時の対応（避難所運営等）について一緒に考える機会を持つ。
- ④ 災害対応マニュアルの作成・見直しを行う際に、家庭や地域住民、専門機関等に意見・助言を聴取する機会を持つ。
- ⑤ 保護者等と連携して児童生徒等を安全に帰宅させるためのルール作りをし、引き渡し訓練を実施する。

【避難所開設への円滑な対応】

- 学校は指定の有無に関わらず、避難所となった場合を想定して、地域（自治会、地域防災組織等）、関係機関（消防署、消防団等）と連携して、災害時における組織づくりや対応手順について協議する。
- 学校は避難所開設に必要な基本的事項について、各市町の防災部局と協議し、確認しておく。

（確認すべき事項の例）

- ① 避難者受付及び名簿の作成方法
- ② 学校における感染症対策を踏まえた開放区域及び開放の優先順位等
- ③ 備蓄物資の内容、保管方法等
- ④ 開放施設等の鍵の保管

I 震災の教訓を「伝え」「活かし」次の災害に「備える」、実践的な兵庫の防災教育の推進

○ 震災の教訓を風化させない実践的な防災教育の推進

各学校の実情に合わせて、防災教育の内容を教科等横断的な視点で各教科等の年間指導計画に位置付けるとともに、自らの命を守るため災害発生時に主体的に判断し行動する力を育成する防災教育を展開する。

震災の教訓を風化させない防災教育の取組例

- ・ 1. 17 に関連する授業や行事の実施と地域で行われる行事への積極的な参加による防災・減災意識の高揚
- ・ 震災の経験者や EARTH 員等の専門家から体験談を聞く機会を設定するとともに、オンラインも含めた被災地との交流等のボランティア活動を実施
- ・ 地域の災害特性等を踏まえた防災教育を実施
- ・ 授業時間外の想定や事前周知せず実施するなど様々な場面や状況を想定した実践的な防災（避難）訓練を実施
- ・ 「学校安全（防災）総合支援事業実践事例集」の取組事例を踏まえながら、体験活動を通じた学びや ICT を活用した学びを効果的に取り入れるなど、学習形態や指導内容を工夫
- ・ 「防災教育カリキュラム作成の手引き」の活用による、教科横断的な視点で防災教育の内容を各教科等に位置付けた指導

【参考：学校防災マニュアル(令和元年度改訂版)関連部分】

- ・ 防災（避難）訓練の工夫改善 (P. 23～24)

指導場面例（副読本を活用して）

- ・ 防災（避難）訓練の事前・事後指導
- ・ ボランティア活動等の地域に貢献する取組を行う特別活動等
- ・ 各教科での防災・減災の視点を持った指導
- ・ 心のケアに関する指導



ICT 機器を用いた防災学習

○ 学校の防災体制の充実

1 学校防災体制の充実を目指した研修を実施し、教職員の危機管理意識や判断力の向上を図る。

研修の例

- ・ 地区別防災教育研修会等の研修内容を共通理解するための校内研修会や情報を共有する機会を設定
- ・ 「学校防災マニュアル」を活用した教職員の危機管理意識や判断力の向上に向けた研修や心のケアに関する研修
- ・ 児童生徒のいないときに訓練を実施し、教職員間の役割分担や連携を確認する研修

【参考：学校防災マニュアル(令和元年度改訂版)関連部分】

- ・ 教職員研修等 (P. 20～21)
- ・ 防災（避難）訓練の工夫改善 (P. 23～24)
- ・ 地震・津波発生時の基本的対応 (P. 31～34)
- ・ 気象災害への対応 (P. 35～38)



避難訓練の事後研修

2 学校防災体制の充実を図るために、各学校作成の災害対応マニュアルの見直しを行う。

災害対応マニュアル見直しの観点

- ・ 訓練の検証・評価に基づき、地域の災害リスクを踏まえて見直しを行い、緊急時における配備体制の整備、災害発生時の安全確保、安否確認、避難所運営への協力や教育活動の再開の準備等、学校に求められる具体的な役割を明確にするとともに全教職員の共通理解のもと体制を整える。
- ・ 災害発生時の児童生徒の安全確保のためのルールを設定し、全教職員で共通理解を図る。
- ・ 施設・設備の安全管理・点検を定期的、臨時的、日常的に行う。

【参考：学校防災マニュアル(令和元年度改訂版)関連部分】

- ・ 地震・津波発生時の基本的対応 (P. 31～34)
- ・ 気象災害への対応 (P. 35～38)
- ・ 施設・設備の安全管理・点検 (P. 17～29)
- ・ 学校防災体制診断リスト (P. 54)
- ・ 保護者との連携 (P. 4～10)

Ⅱ 家庭や地域・関係機関と連携した取組の推進

○ 地域、専門機関等と連携した防災訓練の実施・協働体制の充実

災害発生時には、多くの地域住民が学校に避難することを踏まえ、全ての学校で、保護者や自主防災組織等の地域住民、専門機関等と連携した実践的な訓練を行うとともに、学校、地域、専門機関等で災害時におけるそれぞれの役割確認や意見交換を日常的に行う。

取組例

- ・ 地域、専門機関及び近隣の学校園等と連携した防災訓練や防災活動等を実施
- ・ 津波、洪水による浸水、土砂災害等の被害が予想される学校では、最悪の事態を想定し、津波、地域の災害特性に対応した訓練を実施する。その際、市町の防災部局の被害想定を参考にするとともに、近隣の学校園等と合同で学校外の高台へ避難を行うなど実践的な訓練の工夫
- ・ 学年ごとに訓練を実施するなど、地域住民や専門機関等との連携の方法を工夫して実施
- ・ 災害対応マニュアルの作成・見直しを行う際に、家庭や地域住民、専門機関等に意見・助言を聴取する機会を設定
- ・ 災害発生時の対応について、保護者との共通理解を推進する。特に、停電等による通信手段の遮断に対応するため、保護者と連携し引き渡しのルール等を学校の実情に合わせて設定し、そのルールについて保護者等へ周知

【参考：学校防災マニュアル(令和元年度改訂版)関連部分】

- ・ 市町防災部局、地域（自主防災組織）との連携（P. 11～13）
- ・ 地域と連携した防災（避難）訓練（P. 26～28）
- ・ 保護者との連携（P. 4～10）
- ・ 児童生徒の安全確保（P. 29～30）
- ・ 防災（避難）訓練の計画（P. 22）



地域合同防災訓練への参加

○ 避難所開設への円滑な対応

避難所指定の有無に関わらず、避難所となりうることを想定し、避難所開設に必要な基本的事項について地域（自治会、地域防災組織等）、関係機関（消防署、消防団等）等と連携して、災害時における組織づくりや対応手順について市町防災部局の担当者と協議する。その際、避難所に関する学校ごとの確認事項の例（別紙）を参考に、備蓄物資や鍵の保管等について確認しておく。

取組例

- ・ 避難所運営に関する協力の在り方等、災害時の対応について共通理解を図るために地域ぐるみの防災訓練（避難所開設訓練等）を実施する。
- ・ 校内研修会等において、教職員の危機管理意識の向上を図る研修を実施する。

確認すべき事項の例

- ・ 避難者受付及び名簿の作成方法
- ・ 感染症対策を踏まえた開放区域及び開放の優先順位等
- ・ 備蓄物資の内容、保管方法等
- ・ 開放施設等の鍵の保管

【参考：学校防災マニュアル(令和元年度改訂版)関連部分】

- ・ 児童生徒の安全確保（P. 26～29）
- ・ 市町防災部局、地域（自主防災組織）との連携（P. 11～13）
- ・ 災害時における避難所としての学校の果たす役割（P. 43～53）



消防署等と協力した
避難所作成訓練

28文科初第1353号

平成29年1月20日

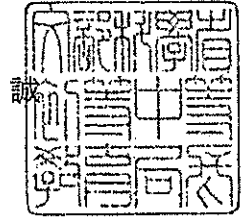
各都道府県教育委員会

各指定都市教育委員会

殿

文部科学省初等中等教育局長

藤原



(印影印刷)

大規模災害時の学校における避難所運営の協力に 関する留意事項について（通知）

本年度は、熊本県熊本地方や鳥取県中部を震源とする地震や数多くの台風等により、大規模災害が発生しましたが、その際、地域コミュニティの中心である公立学校が避難所となり、数多くの避難者を受け入れ、学校の教職員が避難所運営に協力したと承知しております。

大規模災害の発生時における学校の教職員の第一義的な役割は、児童生徒等の安全確保とともに、児童生徒等の安否確認と学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことであり、避難所（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される避難所（以下「福祉避難所」という。）を含む。）の運営については、一義的には、市町村の防災担当部局や福祉担当部局等（以下「防災担当部局等」という。）が責任を負うものであります。

しかしながら、これまでの大規模災害の経験を踏まえれば、発災直後には被害状況の把握に追われるほか、道路だけではなく通信、電気、ガス、上下水道をはじめとしたライフラインの寸断等により、現実的には市町村の防災担当部局等が直ちに避難所運営の十分な体制を整えることが困難であること等もあり得ます。そのため、今後も、発災から一定期間は学校の教職員が施設管理という点も踏まえて避難所運営の協力を可能な限り行わざるを得ないことが予想されますが、教職員が避難所運営に協力し、円滑に防災担当部局等又は住民の自主運営へと移行すれば、早期の学校再開につながり、児童生徒等が日常生活をいち早く取り戻すことができます。また、特に特別支援学校においては、障害者が利用するに当たっての配慮も進んでいること等から、福祉避難所となることも想定されます。

文部科学省では、これまでも阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害時の実態

や得られた教訓から、学校やその設置者において適切な対応がなされるべく検討を行ってきたところです（【参考資料】参照）。これまでの取組も踏まえ、大規模災害発生時における学校の避難所運営について、下記のとおり留意事項を取りまとめました。各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、本件について十分な周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助を行うようお願いします。

併せて、本通知は、内閣府（防災担当）から都道府県の避難所運営を担当する部局に周知をお願いしているところです。

なお、学校及びその設置者が避難所運営の協力に当たり、必要な取組を進めるために、学校施設における避難所機能の確保や教職員の防災意識、危機管理意識を醸成できるような研修等の実施について要望をいただいているところです。文部科学省では、平成28年熊本地震の発生に伴い学校施設の耐震対策や防災機能の確保等、今後の学校施設の整備方策について「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会」を設置し検討を行ってきたところです。今後も要望を踏まえ、引き続き、国として取組を進めることとしています。

記

1. 学校が避難所になった場合の運営方策について

大規模災害が発生した場合は、学校が市町村により避難所として指定されているか否かに関わらず、学校に地域住民や帰宅困難者が避難してくることも想定される。これまで文部科学省においては、「学校等の防災体制の充実について 第二次報告」（平成8年9月 学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議）（以下「第二次報告」という。）において、学校が避難所となる場合の運営方策（以下「学校避難所運営方策」という。）をまとめている。そのため、学校保健安全法第29条に基づく学校防災マニュアルに学校避難所運営方策が盛り込まれているところもある。学校避難所運営方策については、改めて防災担当部局等及び地域住民が組織する自主防災組織と連携して、教育委員会及び学校において、以下の留意事項を踏まえて検証・整備を行う必要がある。

- (1) 教育委員会及び学校は、市町村から避難所として指定されているか否かに関わらず、学校が避難所になった場合を想定して、学校避難所運営方策の検証・整備を行うこと。その際、教育委員会は、学校が当該方策を検証・整備する際に必要な事項等を示すことや、防災担当部局等に協力を依頼したりすること等、必要な支援を行うこと。
- (2) 学校避難所運営方策の検証・整備については、平成28年4月に内閣府（防災担当）が作成した「避難所運営ガイドライン」や市町村が作成している避難所運営マニュアル、平成24年3月に文部科学省が作成した「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」、第二次報告等も参考にしながら、次の各事項についても十分な内容であるか確認すること。その際、児童生徒等が在校中に学校が避難所となり、

児童生徒等と教職員の安否確認や避難誘導等と同時に行われる場合も想定しておくこと。

- ① 教職員の具体的な参集・配備の在り方や役割分担
 - ② 学校が避難所になった場合の開設や組織の立ち上げについての方法
 - ③ 教育活動の円滑な再開を見据えた、避難所としての学校施設の利用計画（救護室や仮設トイレ等の避難所として必要なスペースの設置場所、避難者による駐車及び救援物資の搬送等に関わる車両の進入等の場所の検討等）
 - ④ 学校施設・設備の被害状況の把握方法
 - ⑤ 避難者の把握方法
 - ⑥ 主として高齢者や障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者やペットを連れて避難者への対応
 - ⑦ 水や食料等の確保や備蓄品の配分方針及び方法
 - ⑧ 防災担当部局等や教育委員会との情報連絡の在り方
 - ⑨ 地域の自治組織やボランティア等との連絡・調整及びP T Aや避難者等との情報共有の在り方
- (3) 教育委員会及び学校は、学校防災マニュアルと併せて学校避難所運営方策についても、より実践的かつ実効性あるものにするために、類似の自然災害が予測される学校等における相互検証や有識者等の外部人材による検証、年度当初に学校防災マニュアルや学校避難所運営方策を踏まえた訓練を行う等の検証等を通じて、不断の見直しを行うとともに、その内容について教職員はもとよりP T A等にも共通理解を図るよう努めること。
- (4) 教育委員会及び学校は、学校避難所運営方策について、 防災担当部局等と協力して、地域住民が組織する自主防災組織、医療機関をはじめとした関係機関と共有を図るよう努めること。

2. 学校の組織体制の整備について

発災時には学校防災マニュアルや学校避難所運営方策に基づき、全教職員は児童生徒等と教職員の安全確保、安否確認、避難所運営への協力や教育活動再開の準備等の対応に組織として取り組むことが求められる。

そのため、以下の留意事項を踏まえて、発災時の学校の組織体制の在り方と校長を責任者として核となる教職員を中心に学校安全や防災を推進する体制を検証・整備し、役割分担を明確にすることが必要である。

- (1) 教育委員会及び学校は、各学校において発災時における教職員の具体的な参集・配備の在り方について、検証・整備すること。豪雨等による水害・土砂災害の発生が懸念される場合には市町村による避難情報の発令や住民の自主避難等により、発災前に避難所が開設される場合があることについて留意すること。また、大規模災害が発生した場合には教職員自身が被災者になり行動がとれない場合等、事前に組織した校内体制が十分機能しない場合についても留意すること。
- (2) 教育委員会及び学校は、大規模災害に備えて、各学校において学校安全や防災を

推進する教職員・組織を校務分掌上明確にする等、組織として取り組むための体制について検証・整備すること。また、教育委員会は、必要に応じて、全ての学校において共通にとるべき組織体制の在り方について検討すること。例えば、宮城県では、東日本大震災の経験と教訓を踏まえて、県内全ての公立小中学校に防災主任を配置し、防災訓練や学校における避難所運営のための関係機関との調整等を行っており、そのような取組を参考にすることも有効であること。

3. 災害時における教職員の避難所運営への協力業務と教職員の意識の醸成について

大規模災害の発生時において、直ちに市町村の防災担当部局等が職員を派遣して学校における避難所を運営することは困難な可能性が高い。学校が避難所運営に関して費用面で負担することはないものの、やむを得ず発災から一定期間は施設管理という点も踏まえて学校の教職員が避難所運営の協力を可能な限り行わざるを得ないことが予想される。そのような事態になっても防災担当部局等と連携・協力して学校や教職員が的確に避難所運営の協力業務ができるよう、以下の留意事項を踏まえて、必要な取組等を進めていくことが必要である。

(1) 教育委員会は、災害時に避難所運営の協力業務に従事することはあくまで防災担当部局等の役割を補完する措置であって、教職員が、児童生徒等の安否確認や学校教育活動の再開等の本来業務に専念できるように、防災担当部局等に速やかに担当職員を派遣できるよう調整を行うこと。

(2) これまでの大規模災害において、教職員が避難所運営の協力業務として、主に

- ・ 避難者の把握と名簿の作成
- ・ 避難者の誘導や学校施設内の夜間を含む安全確認
- ・ 教職員、地域の自治組織の代表やボランティア等を中心とした避難所運営のための組織の立ち上げ
- ・ 関係機関への情報伝達と報告
- ・ 備蓄品や救援物資の管理と仕分け、配布
- ・ 地域の自治組織やボランティア等との連絡・調整

等の業務を行っていることから、教育委員会は、そのための事前の準備や発災時において避難所運営に関する業務のうち学校の教職員が学校現場の判断として実施することが可能な範囲を明確化すること等について、防災担当部局等が中心となって関係機関との調整・検討を行うことを促すこと。また、防災担当部局等と共同して、防災に係る研修等の中に避難所運営の協力業務のための訓練を取り入れる等の工夫を行うこと。

(3) 教育委員会は、これまでの災害の教訓を踏まえて、教職員一人一人が災害の種類、学校教育活動の場面や時間帯に応じてどのように対応することが望ましいかを含めて、研修等を通じて、改めて防災意識や危機管理意識の醸成を図るよう努めること。特に、避難所運営の協力業務を行うに当たっては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下に行うことが重要であることから、管理職を対象として、大規模災害時に学校組織のリーダーとして十分に対応できるように必要な研修等を行うよう努めること。

4. 教職員が避難所運営の協力業務に従事した場合の服務上の取扱いについて

災害時に、教職員が避難所運営の協力業務に安全かつ安心して取り組むためには、以下の留意事項を踏まえて、教職員が当該業務に携わった場合についての服務上の取扱いを整理・明確化しておくことが必要である。

(1) 避難所となっている学校の教職員が災害時に避難者の救援業務をはじめとした避難所運営の協力業務に従事することについては、当該学校の管理業務の一環を担っているものと考えられ、服務上の職務として取扱い、当該職務に係る補償や賠償は通常、公務災害補償や国家賠償等の対象となること。

また、災害時における避難者の救援業務をはじめとした避難所運営の協力業務については、公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）における「非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務」に該当すること。

(2) 他県を含め避難所となっている学校の教職員以外の教職員が避難所運営の協力業務に従事する場合については、当該教職員の服務監督権者である教育委員会において、その属する地方公共団体が決定した方針等に基づき、教職員を派遣する場合、公務出張の扱いをすることも可能であること。

(3) 教育委員会及び学校は、教職員が災害に対応するためにやむを得ず交代制で夜間も泊り込む場合や休日に対応する場合もあり得ることから、教職員に過重な負担を強いることのないよう、勤務時間の割り振り変更や週休日の振替等について十分に配慮すること。

5. 防災担当部局等との連携・協力体制の構築

学校が避難所となった場合は、基本的には市町村の防災担当部局等が責任者となり、運営されることになることから、事前に当該部局と必要な調整等を行うことが重要である。また、教職員が避難所運営の協力業務を行った場合、市町村の防災担当部局等に円滑に引き継げるようにしておくことが重要である。したがって、以下の留意事項を踏まえて、市町村の防災担当部局等と密接かつ十分に連携・協力を図ることが必要である。

(1) 教育委員会は、市町村の防災担当部局等に対して、発災時に避難所となる学校ごとに担当職員を明確に定めておくよう促すこと。また、地域の自主防災組織・ボランティア組織等を含めて災害時の対応や住民の自主運営へと移行した際の避難所運営の代表者をはじめとした役割分担の確認等について定期的に学校と協議を行うことや、学校において行われる訓練を共同して行うことについても防災担当部局等に促すこと。特に、都道府県立学校については、都道府県教育委員会が積極的に域内の市町村の防災担当部局等に対して連携・調整するように促すこと。

(2) 教育委員会は、防災担当部局等を中心とした体制の下、学校ごとに、学校施設の利用計画やあらかじめ整備すべき施設設備、非常用物資等の備蓄の在り方等について防災担当部局等と積極的に共有し、取組を進めるよう努めること。その際、総合教育会議を活用することも有効であること。

(3) 特別支援学校を設置している教育委員会は、当該特別支援学校が、福祉避難所に指定されるに際しては、必要な施設面のバリアフリー化の状況、想定される避難者数に応じた人材の確保や非常用物資の備蓄等についてあらかじめ防災担当部局等と検討・調整を行うこと。

6. 地域との連携・協力体制の構築について

大規模災害において、学校における避難所運営が長期化する場合には地域住民の自主的な活動が極めて重要である。地域住民等と日常的に連携がとれていた学校等は、地域の自主防災組織等に避難所運営を引き継ぎ、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化が円滑に進んだという報告もあることから、教育委員会は、コミュニティ・スクール等を活用して、防災も含めて学校と地域の連携・協力体制の構築を進めるよう努めること。併せて、教育委員会は、防災担当部局等と協力して、学校が地域の自治組織等からなる自主防災組織等と協議・連携できるような場の設定等について支援を行うこと。

7. 教育委員会間の連携・協力体制の構築について

学校が避難所になった場合には、当該学校に所属する教職員は、児童生徒等の安全確保等に加え、様々な対応を行うことが必要となる。その際、人的な支援は必要不可欠であるが、学校教育活動に知見・理解のある人材の支援は、当該学校に所属する教職員に安心感を与えるとともに、教育活動の再開のために大いに役立つことになる。

そのため、以下の留意事項を踏まえて、都道府県教育委員会と市町村教育委員会、同一都道府県内の市町村教育委員会間、他の都道府県教育委員会等との間における連携・協力を積極的に図ることが必要である。

(1) 都道府県教育委員会は広域的な観点において指導助言を行う役割をもつことから、発災した場合の都道府県内の教職員の人的支援体制や情報集約・共有体制の在り方について検討を行っておく必要があること。発災にあたり、被害状況等の情報収集は迅速に行うことが必要であるが、市町村教育委員会は十分な体制がとれない可能性もあることから、教育事務所等を活用して都道府県教育委員会が積極的に職員を派遣して行うことを検討すること。

また、都道府県又は市町村教育委員会が管理する学校施設や学校給食施設等が被災により教育活動の再開に支障が生じた場合を想定して、他の教育委員会で管理している施設の活用についても調整・検討すること。

(2) 指定都市教育委員会及び指定都市が所在する都道府県教育委員会は、発災時には互いに情報集約・共有を積極的に図る必要があることから、その在り方等について事前に調整を図っておくこと。

(3) 他の都道府県及び指定都市等からの教職員の人的支援体制については、地方公共団体間で締結される相互援助協定等に教職員の援助派遣を規定する等、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会等において、あらかじめ体制の整備を図るよう努めること。例えば、兵庫県では、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえて、災害により避難所になった学校を支援する専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員組織を

設立しており、その活動は大規模災害時に有効であったとの報告もあることから、そのような取組を参考にすることも有効であること。

8. 教育活動の再開について

大規模災害後に児童生徒等の心の平穏を回復・維持するためには、学校生活を再開し、平常時の日常生活を取り戻すことが必要不可欠である。その一方で大規模災害発生後であることを踏まえると児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活に戻るためには、以下の留意事項を踏まえて、教育活動再開の準備を進めることが必要である。

- (1) 教育委員会は、教育活動の再開に向けて、児童生徒等の登下校ルート of 安全確認、児童生徒等の居住地・健康状況の把握、教科書・教材の有無の確認、授業・学校給食再開の見通しの確認等、段階的対応をまとめたチェックリストを事前に作成し、それを学校において活用する等、再開を判断するにあたり児童生徒等の安全確保等に遺漏のないように最大限の配慮をすること。
- (2) 教育委員会及び学校は、早期の教育機能回復を図る観点から学校再開の見通しを早めにPTAや防災担当部局等、避難者も含めて共有を図ること。そのためには、防災担当部局等とも連携して、必要な情報を一元化し可視化することで現状について共通理解が図られるようにすること。また、学校内の避難者の居住場所の集約や他施設への移動を行う際には、防災担当部局等が中心となって行うことになるが、教育委員会と学校においては学校再開の時期を踏まえて避難者の理解を得られるよう防災担当部局等と慎重に調整を行うこと。
- (3) 教育委員会及び学校は、教育活動を再開するに当たり、一定期間、避難者と児童生徒等が同じ施設を共有しなければならない場合や真にやむを得えず校庭に仮設住宅が設置される場合等、未だ学校内に避難者が存在する際の両者の動線の設定をはじめとした校内の施設利用や学校行事、体育等の授業の在り方について検討しておくこと。
- (4) 教育委員会は、被災した児童生徒等や教職員について、心的外傷後ストレス障害（PTSD）と呼ばれる症状をはじめとした心の健康上の問題が生じている可能性もあることから、外部機関と連携しながら心のケアに努めること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課教育委員会係
健康教育・食育課企画調整係

電話 03-5253-4111（代表）

内線4678、4672（初等中等教育企画課教育委員会係）

内線4950（健康教育・食育課企画調整係）

【参考資料】

阪神・淡路大震災や東日本大震災の発生を踏まえて文部科学省において行った、学校が避難所になった場合の運営の協力に関する検討結果を含むものは以下の通り。

- 学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議
 - ・学校等の防災体制の充実について 第一次報告（平成7年11月）
 - ・学校等の防災体制の充実について 第二次報告（平成8年9月）
- 東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議
 - ・最終報告（平成24年7月）
- 文部科学省
 - ・学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（平成24年3月）

また、地域の避難所となる学校施設の在り方等に関する検討結果は以下の通り。

- 東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会
 - ・東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について 緊急提言（平成23年7月）
- 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議
 - ・災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～（平成26年3月）
- 熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会
 - ・熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について 緊急提言（平成28年7月）

なお、内閣府（防災担当）から、様々な避難所の生活環境対策について、まとめられており、以下のURLを必要に応じて参考にしていただきたい。

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>



事務連絡
平成30年7月27日

各都道府県・指定都市教育委員会
総務担当課

御中

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課
健康教育・食育課

「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について（通知）」の周知について

今般の平成30年7月豪雨に係る被災地において、多くの公立学校が避難所となっているところです。

避難所の運営は、原則として市町村の防災担当部局や福祉担当部局等（以下「防災担当部局等」という。）が担うものであり、学校の教職員は児童生徒等の安全確保と学校教育活動の早期正常化に向けて注力することが望まれます。

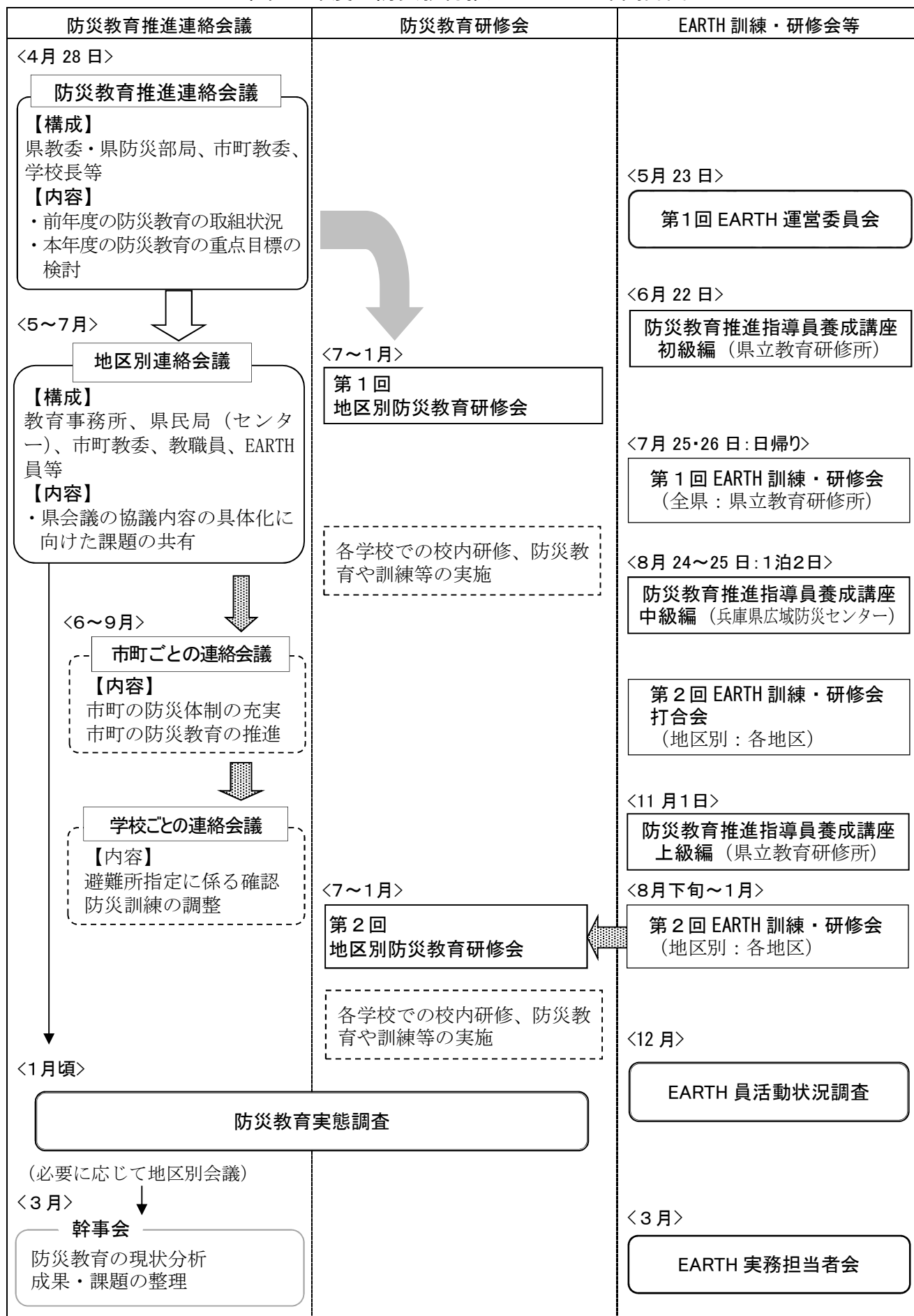
そのため、昨年1月に発出した別添①（「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について（通知）」（平成29年1月20日 28文科初第1353号））を改めて、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、十分な周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助を行うようお願いいたします。

そのために、特に、平成30年7月豪雨によって域内の公立学校が避難所となっている教育委員会におかれては、避難所運営等について防災担当部局等と調整を行うとともに、別添①の抜粋部分である〔別紙〕や別添②（「平成30年7月豪雨」により被災した学校を再開する際の留意点について（依頼）」（平成30年7月13日付け文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課 初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡））に特に御留意いただき、所管の学校又は域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会に対して、必要な指導、助言又は援助を行うようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課教育委員会係・公務員係
健康教育・食育課企画調整係
電話 03-5253-4111（代表）
内線 4678（初等中等教育企画課教育委員会係）
内線 2588（初等中等教育企画課公務員係）
内線 4950（健康教育・食育課企画調整係）

令和5年度 防災教育推進のための年間計画



※地区別防災教育研修会には、学校防災アドバイザーをいずれかの回に派遣（謝金・旅費は国庫負担）

※地区別防災教育研修会と第2回 EARTH 訓練・研修会を兼ねることは可

避難所に指定されている学校ごとの確認事項(例)

学 校 名		
確認日(会議実施日):令和 年 月 日		
確 認 者(出席者)		
防災部局		
学 校		

避難所開設時連絡先			
(区 分)	平日(日中)	名前・Tel/Fax	休日・夜間 名前・Tel(自宅・携帯)
防災部局			
学 校			
その他 (自主防災組織等)			

当該避難所担当者等(所属・職・名前・連絡先 等)	
(市)担当職員	
学校側担当教職員	

避難所としての開放区域等	面積	人数
避難者用区域と 収容人数 【第1次】		人
*人数は防災部 局で記入 【第2次】	m ²	人
【第3次】	m ²	人
【注1】災害時要援護 者用区域と収容人数	m ²	人
救護所用区域		
運営本部用区域		
開放区域の鍵の保管	市町防災部局・自主防災組織(地域)・その他() ※○印を入れる	

そ の 他	
当該避難所の運営 マニュアル	有・無 (※「無」の場合の代替指針: 有・無)
近隣の物資備 蓄場所の有無 (防災倉庫等)	有・無 (※「無」の場合の代替方法: 有・無) 場 所 : () 備蓄品等 : 食料 ()食分 毛布 ()枚 その他() 等

参 考	
地域と学校が連携した防災訓練等の実施に関する計画(令和元年度)	
実 施 日	令和 年 月 日
参 加 者	

【注1】災害時要援護者とは傷病者、障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦等
*これらは共通事項として最低限抽出したもので、地域の実情に応じて適宜検討すること

震災・学校支援チーム(EARTH)について

令和5年5月
兵庫県教育委員会

1. EARTHとは

EARTH（アース）とは、Emergency And Rescue Team by school staff in Hyogo の略語であり、現役の学校教職員による非常災害発生時の学校支援組織である。

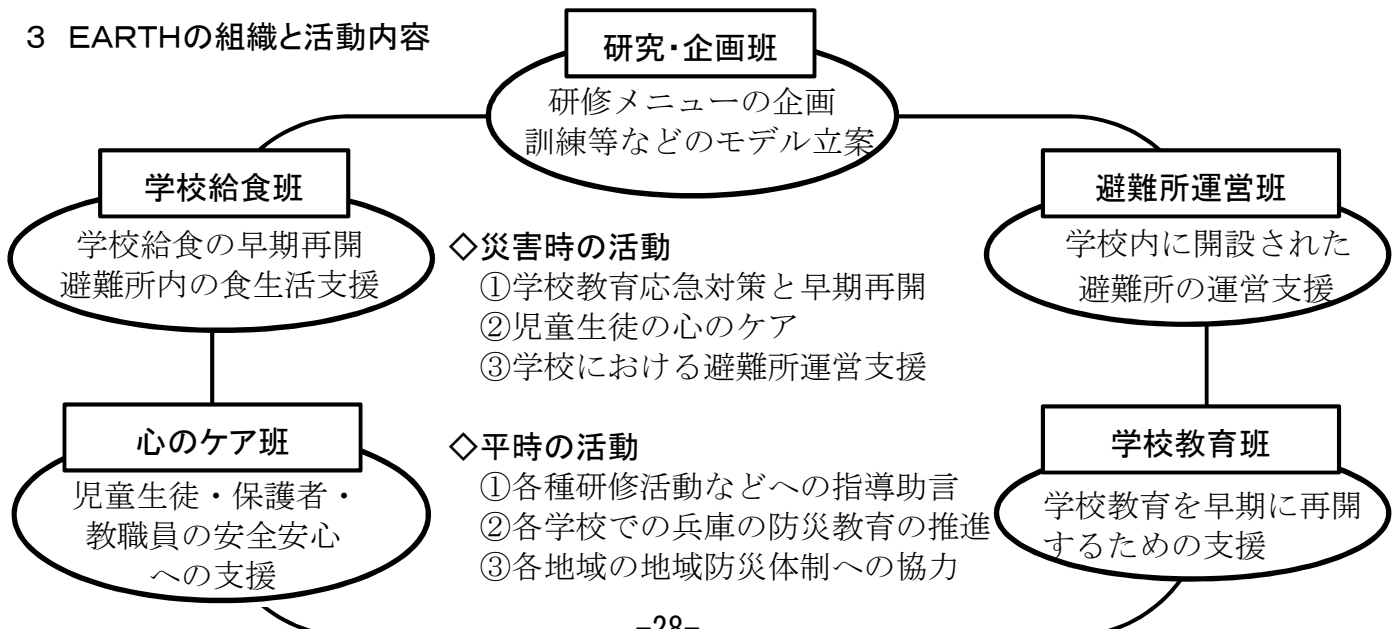
平成7年1月の阪神・淡路大震災では、学校は避難所としての役割が求められ、教職員自身も被災者でありながら、支援スタッフの一員として避難所の運営や被災者の心のケア、あるいは学校再開へのプロセス等に携わることとなった。

兵庫県では、大震災のときに全国各地からいただいた多大な支援に報いるため、このような経験を活かした震災・学校支援チームを組織し、他の都道府県で災害が発生した際に派遣・支援を行っている。

2 EARTH 結成の経緯

- ① 平成7年度の防災教育検討委員会及び平成8年度の防災教育推進協議会において、教職員による災害時の学校支援組織の設置が提言された。
これを受け、平成9年度に「防災教育推進指導員養成講座」を開設し、防災や避難所運営等に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備えた教職員の養成に着手した。
- ② 平成11年には、トルコ大地震では教育委員会事務局職員を派遣したほか、台湾大地震では教育復興担当教員を派遣。このような活動を通じて、平成12年1月17日の「阪神・淡路大震災5周年教育復興の集い」において「震災・学校支援チーム（EARTH）」の創設を表明。同年4月1日に正式に発足した。
- ③ 創設時点で、防災教育推進指導員養成講座（上級）の修了者56名と、阪神・淡路大震災時に学校で避難所運営に携わった教職員などを加えた90名にスクールカウンセラー5名の95名が所属した。令和5年5月現在、231名の教職員と3名のカウンセラーで構成されている。

3 EARTHの組織と活動内容



4 これまでの活動(災害時派遣)

平成 12 年	北海道有珠山噴火に係る支援派遣（3名） 鳥取県西部地震に係る被災校への支援派遣（4名）
平成 15 年	宮城県北部地震に係る事前調査（2名）
平成 16 年	台風 23 号による水害に係る支援指導（のべ 29 名） 新潟県中越沖地震に係る支援活動（先行調査 3 名、支援派遣 6 名）
平成 17 年	スマトラ沖地震に係る支援活動 （スリランカ、バンダアチェ、バンコクに計 4 回派遣 のべ 14 名）
平成 19 年	平成 19 年新潟県中越沖地震に係る調査（3名）
平成 20 年	防災功労者内閣総理大臣表彰受賞（防災体制の整備）
平成 20 年～	中国四川省大地震復興支援—こころのケア人材プロジェクトへの参加（調査派遣 2 回、支援派遣 7 回、のべ 20 名）
平成 21 年	台風 9 号による水害に係る支援活動（兵庫県佐用町） （調査派遣 1 回、支援派遣 3 回、のべ 11 名）
平成 23 年	東日本大震災に係る支援活動（支援派遣 4 回、のべ 65 名）
平成 24 年	東日本大震災に係る支援活動（支援派遣 1 回、51 名）
平成 25 年	東日本大震災に係る支援活動（支援派遣 1 回、15 名）
平成 26 年	東日本大震災に係る支援活動（支援派遣 1 回、15 名） 台風 11 号及び豪雨災害に係る支援活動（丹波市） （支援派遣 6 回、のべ 12 名）
平成 27 年	東日本大震災に係る支援活動（支援派遣 1 回、15 名） ネパールへの調査派遣（調査派遣 1 回、1 名）
平成 28 年	平成 28 年熊本地震に係る支援活動 （調査派遣 1 回、支援派遣 6 回、のべ 93 名） 鳥取県中部地震に係る支援活動（支援派遣 1 回、のべ 10 名） フィリピン共和国への派遣（のべ 5 名）
平成 30 年	大阪北部地震に係る支援活動（調査派遣 2 回 支援派遣 5 回、のべ 80 名） 平成 30 年 7 月豪雨に係る支援活動（岡山県） （調査派遣 1 回、支援派遣 5 回、のべ 80 名） 北海道胆振東部地震に係る支援活動 （調査派遣 1 回 支援派遣 2 回、のべ 15 名） フィリピン共和国への派遣（2 名）
令和元年	フィリピン共和国への派遣（2 名）

※事務局人数を含む



授業支援（大阪北部地震）



避難所運営支援（平成 30 年 7 月豪雨 岡山県）

令和5年度 震災・学校支援チーム（EARTH）員名簿

番号	地区	市町	名前	ふりがな	性別	校種	所属先	職名	委嘱年度	状況
1	丹波	丹波篠山市	岡澤 大介	おかざわ だいすけ	男	小	丹波篠山市立味間小学校	主幹教諭	R5	再委嘱
2	丹波	丹波篠山市	上山 太一	うえやま たいち	男	小	丹波篠山市立古市小学校	教諭	R4	継続
3	丹波	丹波篠山市	奥村 敏之	おくむら としゆき	男	小	丹波篠山市立城南小学校	教諭	R5	再委嘱
4	丹波	丹波篠山市	中森 慶	なかもり けい	男	小	丹波篠山市立城東小学校	主幹教諭	R5	委嘱希望（待機から）
5	丹波	丹波篠山市	前川 桂大	まえかわ けいた	男	小	丹波篠山市立味間小学校	教諭	R4	継続
6	丹波	丹波篠山市	衣川 英樹	きぬがわ ひでき	男	小	丹波篠山市立城北畑小学校	事務職員	R5	委嘱希望（待機から）
7	丹波	丹波市	芦田 久志	あしだ ひさし	男	小	丹波市立崇広小学校	教諭	R5	再委嘱
8	丹波	丹波市	遠藤 圭織	えんどう かおり	女	小	丹波市立崇広小学校	栄養教諭	R5	委嘱希望
9	丹波	丹波市	藤田 直道	ふじた なおみち	男	小	丹波市立前山小学校	教諭	R5	再委嘱
10	丹波	丹波市	藤井 晃子	ふじい あきこ	女	小	丹波市立青垣小学校	栄養教諭	R4	継続
11	丹波	丹波市	上田 洋輔	うえだ ようすけ	男	小	丹波市立大路小学校	教諭	R4	継続
12	丹波	丹波市	荻野 雅裕	おぎの まさひろ	男	小	丹波市立竹田小学校	教諭	R5	再委嘱
13	丹波	丹波市	貴田 諭	きだ さとし	男	小	丹波市立上久下小学校	教諭	R5	再委嘱
14	丹波	丹波市	藤本 聖也	ふじもと せいや	男	小	丹波市立上久下小学校	事務職員	R4	継続
15	丹波	丹波市	野口 穰	のぐち みのも	男	中	丹波市立青垣小学校	主査（事務職員）	R5	再委嘱
16	丹波	丹波市	一色 洋平	いっしき ようへい	男	中	丹波市立山南中学校	教諭	R4	継続
17	丹波	丹波市	池本 孝之	いけもと たかゆき	男	中	丹波市立柏原中学校	教諭	R4	継続

ひょうご安全の日推進県民会議が実施する事業の学校等での活用について

阪神・淡路大震災の経験と教訓を発信し、安全・安心な社会づくりを推進するため、防災など各分野の団体等により構成された「ひょうご安全の日推進県民会議」が実施する事業において、学校や若者グループが活用できる事業がありますのでお知らせします。

[学校等が活用できる助成メニュー等]

(1) ひょうご安全の日推進事業（助成金）

①実践活動事業＜学校＞

対象事業：防災訓練、防災学習（事業例：避難誘導訓練、初期消火、救命講習会、図上訓練、「ハザードマップ」・「マイ・タイムライン」づくり、人と防災未来センターの見学等）、災害時要配慮者を対象とした防災訓練・防災学習会等

募集期間：通年（申請期限：事業開始月の前月5日まで）

申請回数：年度内1校につき1回（全県・地域事業との重複申請は不可）

助成金額：

ア 助成額

助成対象となる事業費	対象経費に対する助成額	
	助成対象経費	助成額
対象経費 2万円～	2万円～10万円未満	助成対象経費と同額（千円未満切捨）
	10万円～20万円未満	10万円
	20万円～30万円未満	15万円
	30万円～40万円未満	20万円
	40万円～50万円未満	25万円
	50万円～	30万円

イ 経費の加算

区分	内容	加算額
ひょうご防災特別推進員関連経費に対する加算	ひょうご防災特別推進員派遣制度に関する経費を実費加算	上限5万円
新ひょうご防災アクション購入経費に対する加算	新ひょうご防災アクション(100円/冊)購入経費	書籍代のみ
訓練等に使用する資機材整備に対する加算	防災訓練等に使用する防災資機材の整備に係る経費	上限10万円
防災人材育成拠点宿泊施設利用に対する加算	防災人材育成拠点の宿泊施設を利用した者に対する経費を加算	1千円/人 上限5万円

【改正内容】

- ・身体障がい者等、災害時要配慮者を対象とした避難訓練、防災学習会等を対象事業に加え、この事業では一人あたりの上限額の設定をなくしました。特別支援学校等が対象となります。なお、「経費の加算」を使う場合を除いて、助成対象経費10万円を超える事業は、自己負担が必要になることは他の事業と同様です。
- ・防災施設の見学実施時のバス借上げ料の上限を5万円/1台とします。
- ・新型コロナウイルス感染防止経費に対する加算（上限2万円）は廃止し、通常の助成対象経費として取り扱うこととなります。

②全県・地域事業<学校><若者グループ>

対象団体：NPO、ボランティア団体、実行委員会、学生団体など

※会計担当者の選任等事業執行体制が確立していれば、学校が構成員となる実行委員会での申請も可能です。

対象事業：一般県民を対象として、次のいずれかの目的で実施される講演会、啓発イベント等

- ア 震災で学んだ教訓を継承・発信する事業
- イ 災害への備えや対応について実践・発信する事業
- ウ 復興の過程で積み上げた経験を継承・発信する事業
- エ 犠牲者を追悼し震災をおもい起こす事業
- オ 震災以後の国内外の災害の教訓を共有・発信する事業
- カ その他ひょうご安全の日推進事業としてふさわしいもの

募集期間：事業着手日の前々月20日(ただし、4・5月分は3月20日)

ただし、12～3月実施分は9月中に期間を設定して募集

申請回数：年度内に1団体につき1回(実践活動事業等、他事業との重複申請は不可)

助成金額：

ア 助成額

事業区分	内容	助成対象となる事業費	助成上限額 (千円未満切捨)	助成率
全県事業	複数の県民局、県民センター所管区域外からも多数の参加者が見込まれる事業	対象経費 10万円以上	60万円以内	対象経費の 1/2以内
地域事業	概ね一つの県民局、県民センター所管区域内からの参加者が見込まれる事業	対象経費 4万円以上	30万円以内	

イ 経費の加算

区分	内容	加算額
ひょうご防災特別推進員関連経費に対する加算	ひょうご防災特別推進員派遣制度に関連する経費を実費加算	上限5万円
新ひょうご防災アクション購入経費に対する加算	新ひょうご防災アクション(100円/冊)購入経費	書籍代のみ

【改正内容】

助成実績を踏まえ、助成上限額を△25%減額し、全県事業 80→60万円 地域事業 40→30万円としました。

③若者支援事業<若者グループ>

対象団体：29歳以下の者が構成員の3/4以上を占める県内のグループ(5人以上)

対象事業：震災の経験・教訓の継承・活用や防災減災の重要性の訴求に資すると認められる事業(防災活動、防災訓練、イベント等)

募集期間：通年(申請期限：事業開始月の前月5日まで)

申請回数：1団体につき1回(全県・地域事業及び実践活動事業との重複申請は不可)

助成金額：上限10万円(助成率10/10)

【留意点】

学校での防災教育として行われる事業は対象外となりますが、クラブ活動・同好会活動等で実施するものは対象になります。ただし、事業費の管理等が適切に出来るよう体制を整えてください。

(2) 広報事業

①若者教訓発信事業<若者グループ>

対象団体：29歳以下の若者を含み、自主的に情報作品を制作可能な県内のグループ

対象事業：震災など県内で発生した災害を題材とした情報作品（壁新聞、ラジオ番組、ドキュメント映画、漫画作品等）の企画・制作に要する取材

募集期間：通年

助成金額：30千円/グループ（定額、前金払可）

【留意点】

クラブ活動・同好会活動で実施する事業は対象になります。また、大学のゼミの研究活動の成果物、学校行事で行った講演会等を素材としてクラス単位での話し合った内容の成果物(壁新聞等)を情報作品として受け付けた実績があります。

また、領収書の提出は求めませんが、一般的な事業の管理等が出来るよう体制を整えてください。

②1.17 防災未来賞「ぼうさい甲子園」<学校><若者グループ>

震災の経験を通して学んだ自然の驚異や生命の尊さ、ともに生きることの大切さを考える「防災教育」を推進し、未来に向け安全で安心な社会をつくる一助とするため、子どもや学生が学校や地域において主体的に取り組む「防災教育」の先進的な活動を顕彰

対象活動：自然災害から命と暮らしを守るための防災教育や防災活動の取り組み

対象団体：小学生、中学生、高校生、大学生、特別支援学校・団体の5部門。応募は学校、クラス、サークル活動、ボランティア活動、地域などの単位

募集期間：6～9月頃

賞：各部門でぼうさい大賞(1.17 防災未来賞)1点、その中で「グランプリ」1点、各部門で優秀賞数点
表彰式：12～1月頃

③防災力強化県民運動ポスターコンクール<学校>

今後の防災の担い手となる子どもたちに身近な防災の取組の重要性を認識してもらうとともに、作品の制作を通して防災力強化県民運動を啓発

募集テーマ：「防災」をテーマとし、次の内容を盛り込んだ作品

①自然災害(地震、津波、台風、豪雨、洪水等)について認識を深めるもの

②個人・家庭・地域・学校・職場等における災害への備え(防災訓練、防災学習、家庭・地域での話し合い等)を呼びかけるもの

③自助・共助や災害ボランティアの大切さを訴えるもの

④耐震化・室内安全・備蓄・避難の重要性と取組みを呼びかけるもの

⑤「ひょうごスタイル」の推進など新型コロナウイルスの感染拡大予防を呼びかけるもの

募集期間：6～9月頃

対象団体：小学生、中学生・高校生部門の2部門。応募は学校、個人などの単位

賞：各部門でひょうご安全の日推進県民会議会長賞1点・人と防災未来センター長賞1点、佳作3点程度、入選10点程度